

# 1号認定

【令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、利用者負担額等については以下のとおりとなっております。】

※ 利用者負担額(保育料) : 無償化の実施により一律「0円」へ

※ 副食費の免除対象の範囲 : 年収360万円未満相当の世帯(第1階層～第3階層)の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象とする

(単位:円/月)

階層区分	定義	利用者負担額等					
		①保育料「0円」 ②主食費と③副食費は施設で定めた金額を実費徴収					
		①保育料	②主食費	③副食費			
		全子	全子	第1子	第2子	第3子以降	
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0	実費徴収	免除	免除	免除	
第2階層 (年収270万円未満相当)	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	母子父子世帯又は障がい者(児)のいる世帯	0	実費徴収	免除	免除	免除
		上記に該当しない世帯 (2人目以降 0円)	0	実費徴収	免除	免除	免除
第3階層 (年収360万円未満相当)	所得割課税額 77,100円以下 (77,101円未満)	母子父子世帯又は障がい者(児)のいる世帯 (2人目以降 0円)	0	実費徴収	免除	免除	免除
		上記に該当しない世帯	0	実費徴収	免除	免除	免除
第4階層 (年収680万円未満相当)	所得割課税額 211,200円以下	0	実費徴収	実費徴収	実費徴収	免除	
第5階層 (年収680万円相当以上)	所得割課税額 211,201円以上	0	実費徴収	実費徴収	実費徴収	免除	

**免除** … これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲

**免除** … これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

**免除** … 今回、新たに副食費を免除する範囲

● **年齢要件** 保育を実施した当該年度の初日の前日における年齢に応じて決定します。

● **階層区分** 4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税により決定します。

● **利用者負担額の多子軽減等** (下記の、これまでの保育料算定時の考え方により多子カウントを行います)

①「年収約360万円未満」に該当する世帯(世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円未満)

- 子どもが2人以上いる世帯について、支給認定保護者と生計が同一の子等であれば、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限等を撤廃し、最年長の兄弟等から1人目と数え、第2子の利用者負担額を半額、第3子以降を無料とします。
- ただし、市町村民税非課税世帯(上記表の第2階層)の第2子以降については、利用者負担額を半額ではなく無料とします。
- 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、母子父子世帯又は障がい者(児)のいる世帯等に該当し、支給認定保護者と生計を同一とする子等がいる場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限等を撤廃し、第1子の利用者負担額を半額、第2子以降を無料とします。

②「年収約360万円未満」に該当しない世帯(世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円以上)

小学校3年生以下の子どもの数え、第2子は半額、第3子以降は無料となります。  
(兄・姉が小学校1～3年生もしくは幼稚園などの特定教育・保育施設に入所している場合に限りません。)

● **支給認定保護者と生計を一とする負担額算定基準者とは**

- 支給認定保護者に監護される者(支給認定保護者が現に監護する未成年者)
- 支給認定保護者に監護されていた者(未成年であった時に、支給認定保護者が現に監護していた者)
- 支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属(成年に達した後に、支給認定保護者と生計を一にする直系 卑属となった者((1)(2)に該当しない者)

● **障がい者(児)のいる世帯とは、次に掲げる者(児)を有する世帯が該当**

- 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者